

〔事案 22-40〕 契約無効確認・既払込保険料返還請求

・平成 22 年 10 月 27 日 裁定終了

＜事案の概要＞

銀行を通じ変額年金保険に加入したが、銀行から募集代理店であることの説明がなく銀行の商品と誤信して契約したとして、契約取消と既払込保険料返還を求め申立てがあったもの。

＜申立人の主張＞

平成 19 年 9 月、銀行支店ロビーで申立商品の TV 宣伝を見て、同商品に関心を持ち説明を受け、「同銀行の商品なら安心」と思い、また「元本保証」との説明にも納得して、一時払変額個人年金保険に加入した。

ところが、翌年 2 月に同保険商品の「運用実績のお知らせ」が届き、初めて同銀行が募集代理店で、加入した変額年金保険が保険会社の商品であることが判った。同銀行の商品でないことが判っていたなら、加入しなかった。

銀行から、募集代理店であるとの説明はなく、店頭はその旨の表示もなく、同銀行の商品のように誤解させて契約させられたもので、契約は無効であり既払保険料を全額返還してほしい。

＜保険会社の主張＞

募集銀行による本件保険契約の取扱状況についての調査結果、および同行より報告を受けた「経緯書」によれば、下記のとおりであり、所定の手続きに則り適切な取扱いにもとづき、申込みされたと認識しており、申立人の契約の無効ないし取消および既払込保険料返金の請求に応じることはできない。

- (1) 募集銀行は、個人年金保険を説明するに当たり、『生命保険商品のご案内』にて、同行が募集代理店であり当社が引受会社であること、預金ではなく保険商品であり元本保証するものでないこと、について説明し、申立人に交付した。
- (2) 募集銀行は、商品についてはパンフレットを用いて説明し、その際、表紙を指し示し、同行が募集代理店であり、当社が引受会社であることを説明した。
- (3) 意向確認書にて、申立人が申込みする商品がニーズ・意向に合致した商品であること、本商品は当社が引受会社であり同行の商品でないことを再度確認していただき、確認欄にチェックいただいた。
- (4) また、募集銀行の支店においては、生命保険商品を取り扱う窓口として、特定窓口を設置し、その旨を特定窓口の各々の机上に L 字型ボードを立てて掲示し、お客様に誤解を生じないような窓口販売体制をとっていた。
- (5) 本件保険契約の申込みに際し、申立人より提出いただいた申込書類等からは、問題となるような事象は見受けられない。

＜裁定の概要＞

申立人の主張の法的根拠は明らかではないが、「要素の錯誤」による無効（民法 95 条本

文)を主張するものと解し、申立書、答弁書等の書面の内容にもとづき審理した。

審理の結果、下記(1)～(4)の事実、契約当時60代半ばであり、十分な判断能力が具備していたと思われる事を考え合わせると、申立人に主張するような錯誤があったと認めることはできない。仮に、錯誤があったとしても、申立人に重過失があったと言わざるを得ないので、申立人から無効を主張することはできない。

よって、本件申立内容は認められないことから、生命保険相談所規程第44条にもとづき裁定書にその理由を明らかにして、裁定手続きを終了した。

- (1) 申立書によれば、申立人は平成19年9月、募集銀行支店を訪れ、ロビーの棚から本件商品のパンフレットを持ち帰り、商品内容を知り、同月同支店において商品内容の説明を受けたことを認めている。
- (2) 申立人が持ち帰ったパンフレットは、簡易パンフレットと推認されるが、申立人もこのパンフレットは「知っていました」、「商品そのものの内容として理解しました」と述べ、同パンフレットの記載内容を見れば、本件商品が相手方会社の変額個人年金保険であることは容易に知ることができる。
- (3) 申立人は、「申込書兼告知書」は知っており、「理解して署名しました」と述べ、「意向確認書」も知っており、「商品の内容として理解していました」と述べている。さらに、「お申込みにあたってのご注意」、「ご契約の概要」も知っており、「商品そのものの内容として理解しました」と述べている。
- (4) 申立人が提出した「意向確認書」には、申立人自身が「19年9月購入時に銀行員と読み合わせして、この説明はしてもらい、納得してサインしました」と手書きでメモしているが、同書面には「本保険は、〇〇生命保険会社を引受保険会社とする生命保険商品です」と明記されている。